

ブランディングプロモーション推進事業の支援業務仕様書

1. 業務名

ブランディングプロモーション推進事業の支援業務（以下、「本業務」という。）

2. 目的

本プロポーザルの目的は、本市が、若年世代に、自分らしくいきいきと、安心して暮らせるまちとして認識されるようなイメージを醸成し、本市へのブランド力強化に寄与する、ブランディングプロモーション推進事業を企画、実行すること。

さらにこの事業に関わった市民が、この事業に共感をもって参画し、来年度以降も独自に本市ブランディングにつながる企画を企画、実施したり、独自に情報発信を継続することを目指すこと。

3. 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4. 業務内容

当業務では次の業務を行う。

下記（3）（4）（5）の業務については、本市職員及び委託事業者とこの事業に共感いただいた市民の協力を得て、一緒に取り組むものとする。

（1）全体計画作成と実施

受託者は、契約締結後速やかに、本業務を円滑に遂行するため全体スケジュール及び各工程における作業項目を示した全体計画の作成を行うこと。

その全体計画を本市と協議の上、合意内容に基づき確実に実施すること。

（2）若年世代（15歳～34歳）の意識調査

事業開始前と事業実施後の2回、本市在住及び本市以外関西2府6県在住の若年世代の本市への愛着度や誇り、好意度、認知度、関心度、イメージ、居住意向などを定量調査する調査設計と実査を行い、調査結果を都度分析し、速やかに本市へ報告すること。

（3）若年世代（15歳～34歳）に向けた企画開発

本市及び市外在住の若年世代への本市のブランド強化につなげる企画を考え開発するための同世代による本市市民チームを9月末までに組成し、10月にその市民チームを的確にファシリテートし、職員を交えたワークショップや開発会議等を駆使して10月末までに最適な企画を2企画以上、開発すること。

市民チームは本市同世代へ本事業への協力を呼びかけるなど、共感を得た市民で組成すること。10月1ヶ月間に3回以上の市民チームと本市職員によるワークショップや開発会議等を本市内で開催すること。

会場については原則本市市役所内会議室または本市公共施設とするが、委託事業者と協議とする。

市民チームは20名を目標とし、令和7年10月～令和8年2月まで活動する謝礼として2万

円を参加者各自に支給すること。

この謝礼費用は委託料に含めるものとする。

- (4) 11月から令和8年2月末までに、(3)で開発され、本市の承認を得た企画を2企画以上、市民チームや職員と協働して実行すること。

- (5) 若年世代（15歳～34歳）に向けた本市の情報発信

若年世代への本市のイメージを強化し、シビックプライドを高める情報発信をするための同世代による本市市民チームを9月末までに組成し、その市民チームの情報発信スキルを向上するための研修会やワークショップ等を10月末までに本市市内で4回以上行うこと。

会場については原則本市市役所内会議室または本市公共施設とするが、委託事業者と協議とする。（一部オンラインも可とする）

この市民チームによる活発な情報発信を牽引し、令和8年2月まで実施、管理すること。

市民チームは本市同世代へ本事業への協力を呼びかけるなど、共感を得た市民で組成すること。市民チームは20名を目標とし、令和7年10月～令和8年2月まで活動する謝礼として2万円を参加者各自に支給すること。

この謝礼費用は委託料に含めるものとする。

さらに目的に有効な情報発信者（インフルエンサー）を2名以上起用し、10月から令和8年2月末までに効果的な情報発信を3回以上、実施すること。

この情報発信者による情報発信の媒体は問わないが、目的に最適な媒体を選定すること。

- (6) 若年世代（15歳～34歳）に向けたキャッチコピー開発

10月末までに、若年世代に向けて、本市の好イメージを醸成し、本市への関心を喚起するようなキャッチコピーを開発すること。

なお、キャッチコピー開発については、担当課と委託事業者で取り組み、必要に応じて市長など本市関係者を交えた協議を行い、市長承認をもって納品とすること。

ここで開発されたキャッチコピーは期限を設けず、本市が自由に使用できることとする。

- (7) 上記(3)(4)とは別に、本市の教育関連及び子育て支援関連の情報発信とその拡散のための企画開発

本市の教育関連、子育て関連の施策を市内外に認知させ、理解を促進するための情報発信のための企画を10月末までに開発し、令和8年2月末まで実施すること。

情報発信のために動画を作成し、その動画の配信計画を作成し実施すること。

5. 提案内容

本事業の趣旨及び事業内容について<別紙2>補足資料を参照の上、次の(1)から(5)について全ての提案を行うこと。

- (1) 若年世代（15歳～34歳）の意識調査企画

調査時期：令和7年9月上旬と令和8年3月上旬

調査対象：本市在住の15歳～34歳男女

本市以外関西2府6県在住の15歳～34歳男女

調査項目：①本市在住対象者向け

本市への愛着度や誇り、好意度、関心度、本市へのイメージ、本市への定住意向とその理由など。

②本市以外関西2府6県在住対象者向け

本市への好意度、認知度、関心度、本市へのイメージ、本市への移住意向とその理由。

③その他、当事業の計画及び成果検証に有効と思われる項目。

上記を規定とし、その調査企画内容について、その詳細を提案すること。

(2) 若年世代（15歳～34歳）に向けた企画開発とその実施方法

業務内容を実現するため、次の内容の提案を行うこと。

- ・企画開発に携わってもらふ若年世代の市民チームへの参加者獲得とチームを組成するための企画案。
- ・市民チームと職員が協業して、同世代が共感し、本市へのイメージ向上やブランド力強化につながる効果的な企画を開発するためのワークショップや開発会議他の企画案。
どのような観点が必要と考えるか、またどのような考え方やプロセス、人材、ステップで開発をするか、といった企画案を提案すること。
- ・その他、企画開発や実施について有効と思われる企画案。

(3) 若年世代（15歳～34歳）に向けた本市の情報発信の企画開発とその実施方法

業務内容を実現するため、次の内容の提案を行うこと。

- ・情報発信に携わってもらふ若年世代の市民チームへの参加者獲得とチームを組成するための企画案。
- ・市民チームと職員が協業して、同世代が共感し、本市へのイメージ向上やブランド力強化につながる効果的な情報発信の実施方法や仕組みなどを開発するための企画案。
- ・市民チームによる情報発信が継続的に実施され、その頻度や発信情報内容を管理し運営するための企画案。
- ・市民チームの情報発信スキルを向上するための研修企画案。
- ・目的に有効な情報発信者（インフルエンサー）を2名以上起用し、令和7年10月から令和8年2月まで、若年世代向けに情報発信を行うための人選案を含めた企画案。
この情報発信者は、効果的な情報発信を上記期間内に3回以上行い、さらに情報発信のための市民チームへのスキル指導を2回以上行うものとする。
提案時点において、人選した人材案の参加許諾は不要。

(4) 若年世代（15歳～34歳）に向けたキャッチコピー開発のための企画案

業務内容を実現するため、次の内容の提案を行うこと。

- ・キャッチコピーの開発のための企画案。
具体的なキャッチコピー案ではなく、どのような観点が必要と考えるか、またどのような考え方やプロセス、人材、ステップで開発をするか、といった企画案を提案すること。

(5) 本市の教育関連及び子育て支援関連の情報発信とその拡散のための企画を開発する企画案

業務内容を実現するため、次の内容の提案を行うこと。

- ・情報発信のために動画を作成については、具体的な動画案ではなく、どのような観点が必

要と考えるか、またどのような考え方やプロセス、人材、ステップで取り組むか、といった企画案を提案すること。

- ・情報の発信計画については、具体的な企画案を提案すること。

コアターゲットは市内及び関西2府6県在住の若年世代（15歳～34歳）とする。

発信規模については、全体予算の中から配分を計画すること。

6. 業務対応体制

本業務は本市の若年世代の市民による企画開発チームと情報発信チームを組成すること、その市民チームと職員らが協働することを求めるため、業務の実施体制に本市で市民と連携する業務をこれまで実施したことがある個人または団体が含まれていることが望ましい。

7. 業務報告

本業務終了後、事業報告書を速やかに提出すること。

なお、業務途中、本市から進捗状況等の報告を求められた場合には速やかに報告すること。

8. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、電子データ（CD-ROM等）及び紙にて納品すること。

- (1) 業務実施内容及び成果の報告書
- (2) 本業務遂行における写真等記録の提出
- (3) 業務完了報告書

9. 再委託

受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託する際は、書面により本市の承諾を得ること。

10. 支払条件

全ての業務が終了し、全ての成果品、その他関係書類が納品され、本市の検査に合格したときは、本市の定める手続きに従って契約金額の支払を請求するものとする。

但し、実施期間が5ヶ月にわたるため、期間中の一部支払いを受託者が求める場合は、本市との協議の上、支払いを分割することを認める場合がある。

11. その他

業務履行にあたり疑義が生じた事項やこの仕様書に定めのない事項については、本市と受託者で協議の上決定するものとする。